

ブロードバンド特別シンポジウム

～ P2P の法的理解

壇俊光(北尻総合法律事務所)

自己紹介

- 平成12年10月弁護士登録
北尻総合法律事務所 06-6364-0181 info@dan-law.jp
- 弁護士会等
 - 日本弁護士連合会コンピュータ委員会委員(平成19年5月～)
 - 同消費者問題対策委員会幹事(平成18年5月～)
 - 大阪弁護士会消費者保護委員会(平成12年～)
- 著書 論文
 - 「最新著作権関係判例と実務」共著 民事法研究会
 - 「プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の実務的な問題」単著 情報ネットワークローレビュー第6巻87頁
 - 「情報漏えい」共著 株式会社アスキー

自己紹介

- 「P2P教科書」共著 株式会社インプレスコミュニケーション
- 「最新著作権法の新論点」共著 第二東京弁護士会知的財産権法研究会
- 資格等
 - 情報セキュリティアドミニストレータ
 - 基本情報技術者
 - ISMS審査員補 (ISJ-C06773)
- 主な取り扱い事件
 - YahooBB個人情報漏えい事件被害者弁護団事件
 - ダスキン未認可添加物事件株主代表訴訟
 - Winny弁護団事務局長

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

3

壇弁護士の事務室

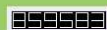
<http://danblog.cocolog-nifty.com/>

壇弁護士の事務室

サイバー法についてのページです。



About



このブログについて

[< 第25回公判のお知らせ](#) | [Main](#) | [アターニーアットロー](#)

第25回公判

9月4日は第25回公判であった。

弁護側の弁論がおこなわれたのである。

弁護側の主張は、多岐にはわたっているが、要するに「優れた技術を開発した者は、優れた技術を悪用した者の幫助とされなければならないのか」という一言だけである。金子氏がコンテンツビジネスの革新を企てて著作権侵害を蔓延させようとする意図などという事実は、警察が立件するために作ったストーリーにすぎない。

最終的に223ページ+資料70ページを3時間程度で読み上げるというのは、無謀な試みであった。だいぶん省略したが、それでもぎりぎりであった。タイムキーパーがい

MARCH 2007

| Sun | Mon | Tue | Wed | Thu | Fri | Sat |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

RECENT POSTS

[私なりの考察の日々。](#)

[しらないにも程がある。](#)

[まねきTV](#)

[winnyシンボが終わったで](#)

[ず。](#)

[ココログフラッシュ](#)

[それよりも弁護士としてパ](#)

[ワーポイントを作る方が問](#)

[題だ](#)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

4

ことの始まりはWinny事件の弁護人

- Winnyはキャッシュ型P2Pの実証実験。この技術を失わせるのはあまりに惜しい
- 良い悪いは別として、Winnyで大容量コンテンツがやりとり可能となった事実はビジネスチャンスでは。
- Winnyは実験。この技術を正しく発展させて実用化させることが必要。しかし、日本のP2P開発は萎縮している。
- 日本にもP2Pで勝負できる会社が必要。技術者が創造性を発揮できる場所も必要
- もし、これがアメリカだったら...と言っているだけでも仕方がない。

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

5

Winnyの技術を発展させて、 デジタル配信システムSkeedCast を作りました。

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

6

良くある間違いに対して

- SkeedCast = デジタル配信システムです。ファイル共有ソフトではありません。
- 元が元だけに、とても堅いシステムを作りました。違法な流通や情報漏えいの危険性はありません。

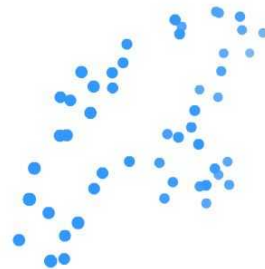
興味を持たれたら ドリームボートへ



- HOME
- 会社案内
- ニュース / プレスリリース
- P2Pとは
- 技術 / 製品のご案内
- サービスのご案内
- 採用について
- 導入事例

● What's New

2008-03-07 [プレスリリース]
京畿圏による「源氏物語関連の生涯学習推進協議会」にドリームボートのP2Pデジタルコンテンツ配信プラットフォーム「SkeedCast」を提案



技術者サポートは <http://lse.or.jp/>



NPO法人 ソフトウェア技術者連盟

FrontPage

メニュー

- FrontPage
- NPO法人設立趣旨書
- 活動
- サービス
- 入会のご案内
- 支援のお願い
- 組織
- お問い合わせ
- 個人情報保護方針

お知らせ

平成18年12月13日 京都地方裁判所の判決に関する声明文

ソフトウェア技術者連盟

「ソフトウェア技術者として誇りを持とう」
そのために私たちに何ができますか？

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

9

P2Pとは？ファイル共有とは？

- P2Pとは通信の形態。P2Pとは何かという法律的な定義はない。
- S/Cモデルでもミラーリングがある。P2Pにもノードが対等と言えない場合がある。
- ファイル共有 P2P
 - YOUTUBEなどは、S/C型のファイル共有
- P2P型ファイル共有にもいろんな型がある。
- ファイル共有 = データの流通技術
- 著作物流通 ファイル共有
- 著作物流通 著作権侵害

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

10

P2Pに関して 法的問題になっている主なもの

- P2Pと通信・放送法規
- ファイル共有と著作権
- プロバイダ責任制限法とP2P
- ファイル共有と情報漏えい

通信事業における分類～抜粋

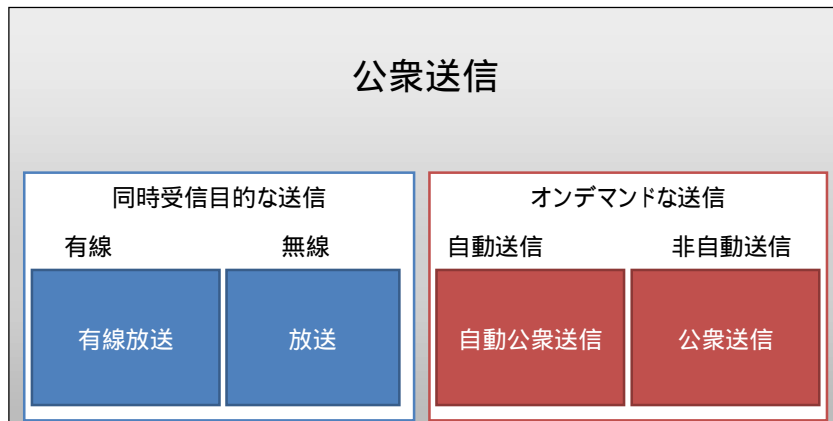
- ▶ 電波法2条1号
 - 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- ▶ 有線電気通信法2条1項
 - この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- ▶ 電気通信事業法2条1号
 - 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- ▶ 放送法2条1
 - 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。
- ▶ 有線テレビジョン放送法2条
 - この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。）であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。

| | | | | | |
|-------|-----|-------------------|-----------------|----------|-----|
| | 通信 | 放送 | | | |
| サービス法 | | 有線電気通信 業務利用放送法 | 有線テレビジョン 放送法 | 有線ラジオ放送法 | 放送法 |
| | | 電気通信事業法 | | 有線放送電話法 | |
| 設備法 | 電波法 | 有線電気通信法 | | | 電波法 |

copyright (C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

13

著作権法における分類



P2Pは放送か通信か？

- 放送法の関係では、「直接」受信を目的としているか。
- 著作権法の関係では「同時」受信か？

P2Pと通信の秘密

- 通信の秘密とはどういう意味か？
 - 通信内容の機密性？
 - 通信主体の匿名性？
- P2Pは、ユーザーのリソースを使う場合があるが、その場合通信の秘密はどうなるか？

通信の秘密

- 電気通信事業法 3条、4条、6条
- 有線電気通信法 9条
- 電波法 109条、109条の2、109条の3
- 公開情報で無い他人の通信内容を覗くことは通信の秘密を侵す行為で許されないはず。
- では、特定のソフトウェアの通信内容を判断して遮断することは許されるのか？

電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン

- 2 機械的検索と通信の秘密
機械的に処理される仕組みであっても、...**機械的に検索を行い特定の条件に合致する通信を検知し、当該通信を通信当事者の意思に反して利用する行為は、通信の秘密の侵害(窃用)(事業法第4条、第179条)に当たる。**ただし、通信当事者の同意があれば窃用に当たらないため、構成要件を満たさない。
また、正当業務行為、正当防衛、緊急避難等の違法性阻却事由がある場合には違法性が阻却される。...正当業務行為については、事業者が特定のサービスを適正に提供する上で必要かつ相当な対策であることが前提となる。

通信の秘密 匿名性

- ▶表現の自由を守る
- ▶自己のプライバシー・個人情報を保護する
- ▶クラッカーに目をつけられないようにする。
- ▶別人格として、ネットで発言することを可能にする。
- ▶犯罪を助長する(検察)
匿名は、通信の秘密と表裏一体の関係にある。

匿名性とは？

- 何らかの行動をとった人物が誰であるのかが分からない状態を指す。～ウィキペディア
- 通信内容が解らないようにする。
- なりすましを可能にする。
- 第一発信者が誰か解らないようにする。
Winnnyにおける匿名性
- 警察に捕まらない
検察の主張
- 卑怯者

脅迫電報と不法行為 大阪地裁平成16年7月7日判決

1. 電気通信事業者ないしその従業者に一定の内容の電報の受付、配達を差し止める義務を課すことは、電気通信事業者の取扱中に係る通信の検閲が禁止されている趣旨にかんがみても電報という公共的通信手段の本質と相容れず、認められない。
2. 電気通信事業者ないしその従業者に一定の内容の電報の受付、配達を差し止める義務を課すことは、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の侵害が禁止されている趣旨にかんがみても電報という公共的通信手段の本質と相容れず、認められない。

ところで、Winnyの匿名性とは？

- キャッシュの拡散によって第一発信者が解りにくなる。
Winnyでは、Freenet・Share型のプッシュ型の匿名性機能を採用していない。
- キャッシュを持っていることはすぐ解る。中継発生率はかなり低い。
- 暗号部分は、スタレ程度。すぐ、解読できる。

Winnyの匿名性は警察に捕まらないという意味では期待できない。

通信事業者の板挟み

- 通信内容を消した 発言者の権利侵害か？
- 発言者の情報を開示した 発言者の権利侵害か？
- フィルタリングする 知る権利の侵害か？



相反する権利の調整をすることが求められている。

- 通信内容を放置した 書かれた人の権利侵害か？
- 発言者の内容を開示しない 権利侵害か？
- フィルタリングしない (未成年の)権利侵害か？

フィルタリングの問題

- そもそも法律で対応すべき問題か？
- フィルタリングは通信の秘密と大きく違和感のある制度だが、調和はとれているのか？
- 何をフィルタリングするかについて、基準を決めるのか、具体的なURLを決めるのか。
- 基準は誰がきめるのか。
- 基準は一義的に明確か。
- 恣意的な判断を排除するための仕組みはできているのか。
- フィルタリングを望まない者が情報を受領することは保証されているのか。
- フィルタリングに応じない場合刑事罰はあるのか。

プロバイダ責任制限法

平成13年11月30日交付、平成14年5月27日施行

- 特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるもの？
- 損害賠償責任の制限(直接の発信者となる場合等を除く)、発信者情報の開示の2点を規定

P2Pとプロバイダ責任制限法

- 特定電気通信2条
 - 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- P2Pは、基本的には、ピア間の1対1の通信特定電気通信か？

WinMX発信者情報開示請求事件 (東京地裁H15.9.12)

- ウィンエムエックスのユーザーが、自己のコンピュータ内のウィンエムエックス共有フォルダに電子ファイルを記録し、その後、当該電子ファイルに含まれた情報が、他のウィンエムエックスのユーザーに受信されるまでの一連の情報の流れ全体が、プロバイダ責任制限法2条1号にいう「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信」に該当するというべきである。

現在の問題

- プロバイダ責任制限法を前提とすれば、P2Pにおいても、権利侵害の通知を受けた場合について削除等の対応をすれば足りることになる。
- しかし、プロバイダ責任制限法はプロバイダ等が発信者の場合は免責の対象外
- 著作権法の世界では、直接の著作権侵害とされるカラオケ法理の適用範囲が拡大されつつある。

著作権の前提知識

- 著作権というのは、複製権、上演権、貸与権、等の個々の権利(支分権)の総称。支分権毎に保護される範囲や存続期間や権利が制限される範囲が異なっている。
- 著作権は制作によって保護され、保護される範囲が不明確(特許法)
- 著作権法には著作隣接権や著作者人格権など独自の保護がされている。
- 著作権は広く著作権侵害を規定している。例外は限定的
- 著作権は保護期間が長い。
- 著作権は刑事法。しかし、あまり議論されてない。

間接侵害とファイル共有

- ファイル共有を用いて他人の著作物を無許可でアップロードした行為が著作権侵害になることはほぼ世界的な潮流
- では、ファイル共有を提供したものは著作権侵害の責任を負うのか。
世界的な議論となっている。

ファイル共有と著作権侵害の問題

- 著作権侵害は、P2Pに固有の問題ではない(Youtube)
- ユーザに自由なアップロードを許す場合、著作権侵害をおこなう者も入らざるを得ない。
- 著作権法が無方式主義、無登録主義を採る以上は、著作権侵害か否かの判断技術は不可能
- そもそも、著作権法の目指す文化の発展はなにか？

アメリカ著作権法に関する法理

- ◆ 「代位責任」
 - ◆ 侵害行為を監督する権限と能力を有し、侵害行為に対して直接の経済的利益を有する者に対して侵害責任を問う法理
- ◆ 「寄与侵害」
 - ◆ 直接侵害が成立する場合に、侵害行為があることを知りながら、他人の侵害行為を惹起し、又は重要な関与を行っていることをいう。実質的に非侵害用途に適した汎用品や流通商品の提供する行為には侵害に寄与した時に特定の侵害を合理的に知っており、かつ侵害を防ぐためにその知識に基づいて行動していないことが証明されなければならない。
- ◆ セーフハーバー ベータマックス訴訟による非侵害的使用
- ◆ DMCA 著作権侵害に対する現実的に認識
notice and takedown

カラオケ法理の二つの体系

アメリカの間接侵害は、直接の侵害者に対する寄与や使用者責任的なものを認める法理

日本には間接侵害を認める規定はない。最高裁判決等で直接の侵害者と認定する法理(カラオケ法理)

独自の体系へ

- プロバイダ責任制限法抗弁回避型 ↔ DMCA (Youtube)
 - プロバイダ責任制限法では直接の侵害者は免責の対象外。
- 私的複製回避型 アメリカには無い類型
 - 直接の利用者は私的複製の抗弁を主張できるが、サービス提供者を主体とすると抗弁を回避できる。
 - 直接の利用者が適法の場合も、カラオケ法理を主張して著作権侵害が認められる。

ソニーベータマックス訴訟 (アメリカ)

- 1984(昭和59)年1月17日アメリカ連邦最高裁判所
- ソニーのビデオカセットレコーダ(VCR)の製造・販売が著作権侵害であるかで争われた。
- アメリカ連邦最高裁は、實際上特許権を侵害することなく使用し得る一般的な商品の場合には間接侵害を構成しないとの米国特許法271条c項の間接侵害規定を著作権法に類推適用し、「実質的に非侵害的な使用」が可能であるとして、責任を否定した。
- この正当な目的というのは、単に「実質的に非侵害的な使用」をすることができるという程度のもので足りる。

ナップスター事件(アメリカ)

- ◆ ナップスターとは1999年1月に発表された、ハイブリッド型P2Pのファイル共有ソフトの一つ。
- ◆ レコード会社がナップスターに対して差止めを求めた事件
- ◆ 2000年7月26日に、カリフォルニア北部地区合衆国地方裁判所地裁は原告らの仮差止の申立を認容した。
- ◆ 2001年2月12日第9巡回区連邦控訴裁判所、差戻判決。
 - ◆ 1. Napsterは、本命令に従い著作権で保護された録音物を複製、ダウンロード、アップロード、伝送、又は頒布することを、以下に明らかにされる手続に従い、仮に差し止められる。
 - 2. 原告らは各作品について以下のものを提供して著作権で保護された録音物をNapsterに知らせるものとする」
- ◆ 2001年3月5日 差戻審仮差止命令

ナップスター控訴審判決

- ◆ 寄与侵害
 - ◆ 侵害行為を識別する具体的な情報を欠いていれば、システムが著作物の交換を許しているという理由だけで、コンピュータシステムオペレータは寄与侵害の責任を問われることはない。
 - ◆ 我々はNapster が直接侵害のために「敷地と設備」を提供していることに同意する。
- ◆ 代位侵害
 - ◆ 金銭的利益は侵害物が利用可能であることが「顧客への「目玉商品」の役割を果たしている」ところに存在する。
 - ◆ Napsterはウェブサイト上で、「ユーザーの行為が適用法に違反するとNapster信じる場合に・・・又は理由があるなしにかかわらず、Napsterの単独の自由裁量による何かの理由のために、それらを含みそれらに限定されず、自由裁量でサービスを拒絶しアカウントを終了する権利」を明確に留保すると述べて、権利ポリシーの留保を表現している。

Aimster事件

- ◆ ハイブリッド型P2Pファイル共有ソフトの Aimsterを提供していた会社に対して、2001年5月24日にレコード会社が提訴
- ◆ 2002年9月4日に仮差止決定
- ◆ 2003年6月30日に第7巡回区合衆国控訴審が控訴を棄却

Grokster事件

- ◆ ピュア型P2Pファイル共有ソフトを提供するGrokster社とレコード会社がサマリー判決を求める訴訟
- ◆ 2003年4月29日カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所が非侵害の判決
- ◆ 2004年8月19日第9巡回区合衆国控訴裁判所が地裁の判断を支持
 - ◆ 争われている製品がかなりの又は商業的に相当な非侵害使用が可能なのであるのならば、著作権者は、被告が特定の侵害ファイルを合理的に知っており、侵害を防ぐためにその知識に基づいて行動していないことを証明しなければならない。
 - ◆ 本件ソフト配布者らは侵害のための「敷地と設備」を提供しておらず、その他の点でも直接侵害に重要な寄与をしていない。
 - ◆ どちらの被告も個々のユーザのアクセスをブロックする能力を有していることは記録上のいかなる証拠からも見出せない。

Grokster控訴審判決

- ◆ 我々は変動の激しい技術的環境の中でインターネット革新の流れを落ち着かせるには不向きな裁判所と同居している。
- ◆ 新技術の導入は常に古いマーケット、とりわけ定着した配布メカニズムを通じて作品を販売する著作権者らに対して、破壊的である。けれども、新技術が自動ピアノ、コピー機、テープレコーダ、ビデオレコーダ、パソコン、カラオケマシン、MP3プレーヤのいずれにせよ、時間とマーケットがしばしばインターネットをバランスさせ、均衡を作り出すことを歴史が示してきた。それゆえ、特定のマーケットの悪用を検討する目的で責任論を再構築することに、その明確な現在の重大さにかかわらず、裁判所は用心するのが賢明である。

Grokster事件連邦最高裁判決 2005年6月7日

- ◆ 判旨
 - ◆ 問題は、合法使用と非合法使用の両方が可能な製品の配布者がその製品を使用する第三者による著作権侵害行為に対して責任を負うのはどのような状況においてかということである。我々は、
 - ◆ 著作権を侵害するために製品の使用を奨励する目的で製品を配布した者は、
 - ◆ 侵害を促進するためになされた明確な表現又は他の肯定的な行動により証明された場合
 - ◆ 第三者による結果的な侵害行為に対して責任を負うと判示する。
- ◆ 注意点
 - ◆ 主観的要件だけで差止めを認めた判決ではない。
 - ◆ セーフハーバーを前提にしている(注釈12)。

KaZaA事件(オランダ) 2003.12.19オランダ最高裁

- スーパーノード型P2Pファイル共有ソフトKazaaに対して、「その中で行われている著作権侵害に対するすべての責任を有しており、それら著作権侵害を止めるための適切な措置をとらなければサービスを継続してはならない」という請求に対して、オランダ最高裁はKaZaAの著作権侵害への責任を認めなかった。

Kazaa事件(オーストラリア) オーストラリア連邦最高裁 2005年9月5日

- KaZaAのサービス停止を認める判決
- 但し、著作権侵害となるファイルをフィルタリングするシステムに改造すれば合法 + 判決から2ヶ月間はサービスの停止の猶予

クラブキャッツアイ事件

(最判昭和63年3月15日音楽著作権侵害差止等請求事件)

- クラブキャッツアイ事件この事案はカラオケ伴奏による客の歌唱について、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権(著作権法22条)侵害による不法行為責任を問われた。
- 間接侵害者である経営者について、
- (著作権の)間接侵害者による勧誘、
- 間接侵害者による侵害行為の場の提供、
- 間接侵害者の侵害行為に対する管理、
- 利益を上げるために積極的に利用する意思、
- の要件を課した上で、**間接侵害者を侵害行為の主体と認定して**、不法行為責任を認めている。

ナイトパブG7事件

(最判平成13年3月2日 著作権侵害差止等請求事件)

- 著作権侵害行為(演奏権ないし上映権の侵害)を行ったカラオケ店にカラオケ装置を納入していたリース業者に対し、当該リース行為が共同不法行為に該当するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を請求した事案。
 - 、
 - カラオケ装置が侵害に用いられる危険性、
 - 被害法益の重大性、
 - 営利性、
 - 侵害の蓋然性に対する予見可能性、
 - **結果回避可能性**
- を理由に、「著作物使用許諾契約を締結し又はその申込みを行ったことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条
理上の注意義務を負う」と判示したうえで、この注意義務に
違反したことにより損害が発生したものであるとして、リース
業者の損害賠償責任を肯定した。

ファイルローグ事件

- ◆ 日本MMO(有限会社日本エム・エム・オー)が開発・公開していたP2Pソフト(ファイル共有ソフト)「ファイルローグ」が、市販の音楽CDからの違法コピーにより著作権を侵害しているとして訴えられた事件。
 - ◆ 行為の内容・性質
 - ◆ 送信可能化状態に対する管理支配の程度
 - ◆ 受ける利益
- によっては、著作権侵害の主体となると判断した。

ファイル共有ソフトと刑事事件

- 民事上の責任と幫助の成立範囲は異なるのか？
- 開発者・提供者が刑事事件の当事者となったのは日本・韓国・台湾のみ。
- 提供者の刑事事件の問題としては、不作為犯、幫助、共同正犯の成否が問題になる。

ソリバタ事件(韓国)
ソウル中央地方裁判所2005年1月12日

- 管理サーバ型ファイル共有ソフトについて、適切な著作権侵害防止手段をとらずに公開したことが幫助であるとして起訴された。
- 全員に無罪を認定

ezPeer事件(台湾)
台湾士林地方法院2005年6月30日

- ハイブリッド型(起訴後はピュア型に移行)ファイル共有ソフトについて著作権侵害の責任が問われた事件
- 教唆、幫助、共同正犯、正犯のいずれも無罪

ezPeer事件(台湾)

台湾士林地方法院2005年6月30日

- 刑罰は国家による人民の基本権利に対する最も嚴重な剥奪であるため、よって刑法をもって国家が特定の社会的目的を追求するツールとする場合には、必然的にそれは最後のやむを得ない選択となる。
- 著作権は結局のところ、1種の利益であるものとみなすべきか否か、利益の範囲はどのくらいであるのか、民事賠償又は刑罰の手段によって保護するのか。これらは完全に特定の時空の人類社会における需要によって決まり、著作権の概念の進化からみると、かかる需要の衡平は、富の分配と密かにしっかりと結びついている。「明瞭であり疑義がない」からは更に相当な隔たりがある利益については、原則として、富の分配を主導する市場作用によって明確にされるか、又は私法を通じて損益の均衡化がなされるべきである。

Kuro事件(台湾)

台湾台北地方法院2005年9月15日

- ハイブリッド型ファイル共有ソフトの提供者が罪に問われた事件
- 「Kuro50万音楽ファンのクラブ、毎月たった99円でMP3無制限ダウンロードができます」等の文言で勧誘したことから、著作権侵害という本意に反していないとして共同正犯を認定

Winny事件(日本) 京都地方裁判所

- ファイル共有ソフトの開発者が著作権侵害の
 幫助に問われた事件～詳細は省略
- 地裁判決は平成18年12月13日罰金150万
 円
- 検察・弁護双方、大阪高等裁判所に対して控
 訴中。

Winny事件で認定された事実

Winnyの技術について、センターサーバを必要としないP2P技術の 一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものであり、技術それ自体は価値中立的である。

Winnyには無視フィルタ機構が備わっており、ダウンロード側で設定することで一定のファイルを除外することができる。

被告人はWinnyを公開するにあたり「これらのソフトにより違法なファイルのやりとりをしないようお願いいたします」などの注意書き付記していた。

被告人にはWinnyによって著作権侵害がインターネット上にまん延することを積極的に企図していたとまでは認められない。

被告人は、Winnyの開発・公開は技術的検証が目的であり、Winny2についても大規模BBSの実現を目指した意図もある。

被告人は、Winnyの利用により新しいビジネスモデルが生まれることも期待していた。

Winny事件地裁判決における 幫助成立の基準

- その技術の社会における現実の利用状況
- それに対する認識
- 提供する際の主観的態様
P2P固有の基準でも、ファイル共有固有の基準でもない。

検察の主張に対する裁判所の判断

1. Winnyは専ら著作権侵害を助長する技術という主張
 - それ自体は、センターサーバを必要としないP2P技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なもの
2. 被告人はWinnyを専ら著作権侵害行為を助長させることを企図していた。
 - Winnyによって著作権侵害がインターネット上に蔓延すること自体を積極的に企図したとは認められない。

Winny事件地裁判決での 幫助成立の理由

- インターネット上においてWinny等のファイル共有ソフトを利用してやりとりがなされるファイルのうちかなりの部分が著作権の対象となるもので、
- Winnyを含むファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、
- Winnyが社会においても著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされ、
- 効率も良く便利な機能が備わっていたこともあって広く利用されていたという現実の利用状況の下、

Winny事件地裁判決での 幫助成立の理由

- 被告人は、そのようなファイル共有ソフト、とりわけWinnyの現実の利用状況等を認識し、
- 新しいビジネスモデルが生まれることも期待して、
- Winnyが上記のような態様で利用されることを認容しながら、Winny2の各バージョンをホームページ上に公開し、不特定多数の者が入手できるようにしたことが認められ、
- これによって正犯とされる人物がWinnyが匿名性に優れたファイル共有ソフトであると認識したことを一つの契機としつつ、公衆送信権侵害の各実行行為に及んだことが認められる。

良くある誤解

- Winnyに匿名性があるから有罪？
 - Winnyの技術について、センターサーバを必要としないP2P技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものであり、技術それ自体は価値中立的である。
- 金子氏が著作権侵害蔓延の目的だったから有罪？
 - 被告人にはWinnyによって著作権侵害がインターネット上にまん延することを積極的に企図していたとまでは認められない。
- Winnyは情報漏えいウイルスではない。

著作権とキャッシング技術

- P2Pとファイル共有の問題は別の問題
(ex youtube)。
- P2Pは、キャッシュをノードに保持させることにより負荷を分散することが最大の強さではないか？
 - キャッシュを持つことは著作権侵害なのか？

非営利目的の再送信 (著作権法38条)

- 2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。
- 3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

IPマルチキャストと 平成18年著作権法改正

改正前：放送の同時再送信関係についての権利関係

| | 同時再送信手段 | |
|---------|---------|-------------------------|
| | 有線放送 | IPマルチキャスト放送 (自動公衆送信) |
| 著作権者 | 許諾権 | 許諾権 |
| 実演家 | 無権利 | 許諾権 |
| レコード製作者 | 無権利 | 許諾権 |



改正後：放送の同時再送信関係についての権利関係

| | 同時再送信手段 | |
|---------|------------|-------------------------|
| | 有線放送 | IPマルチキャスト放送 (自動公衆送信) |
| 著作権者 | 許諾権 | 許諾権 |
| 実演家 | 無権利⇒報酬請求権△ | 許諾権⇒補償金△ |
| レコード製作者 | 無権利⇒報酬請求権△ | 許諾権⇒補償金△ |

著作権法102条

- 3 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

現行法の問題点

- 38条は無線・有線の放送に限られる
放送と自動公衆送信の区別は明確か？
- 38条の放送・有線放送される著作物は、同時再送信される場合に限定されるとされている。
どこまで遅延が許されるのか？完全に同時であればキャッシュは困難ではないか？
- これらの規定では、放送対象地域を限定することが求められているが、ネットの配信範囲を地域に限定することは、適切か？

録画ネット事件

(知財高裁平成17年11月15日決定)

- テレビチューナ付きのパソコンを事務所内にまとめて設置して、テレビ放送を受信可能な状態にして、海外の自宅パソコンに転送できるようにする。
- ユーザは、管理サーバに設置した、サイトに認証しないとアクセスできない。
- 監視サーバーで、テレビパソコンを監視。
- OS = リナックス、IEPGで予約
- アンテナからブースターをとして、チューナーに分配。

録画ネット

- 裁判所は、複製行為の主体は、エフエービジョンであるとした。
 - 顧客が不特定多数
 - 機器を自社内で管理して、支配性が強い
 - 毎月確実な利益を得ている。
- が決め手。

選撮見録事件

(大阪高裁判決平成19年6月14日)

- 集合住宅向けハードディスクビデオレコーダ
- チューナーと、録画用サーバ、利用者用のビューワー、コントローラーからなる。集合住宅の管理室に設置することが多い。
- 利用者の上限は50個
- 5局分を1週間録画できる。ユーザが予約もできる。

選撮見録判決の結論

- 放送局の差止め請求を認めた。
公衆の概念を比較的少数で認めた
自社内にサーバ等が無くても、リモート管理等によって支配性を認めた。
営利の範囲に声価が高まることも一要素とした。

ロクラク事件

- 平成20年5月28日判決(東京地裁決定平成19年3月30日)
- ハードディスクレコーダー(親機、子機)をセットにして有償貸与したサービス
- 手元に置いた子機を操作して、離れた場所に設置した親機にテレビ番組を複製させて、こきに再生させる。日本デジタル家電が、親機を預かって、ロクラクアパートに設置して管理している。
- 東京キー局 + NHKが差止め請求
- 被告は、本件サービスが、あくまでも利用者個人がその私的使用目的で賃借したロクラク2を利用する行為であって、その利用に關与するものではなく、利用者が賃借機器を利用してテレビ番組を複製する行為の主体は、利用者本人であると主張。
- 地裁は差止めを認容

まねきTV事件

- 東京地裁平成20年6月20日判決
- ロケーションフリー用のベースステーションを個人観賞用に預かるサービス
- ユーザーがサービスに登録し、自分でエアボードとベースステーションを購入一式をまねきTVに送ると、ベースステーションをまねきTVが保管・設定を行ない、エアボード部のみをユーザーに返送する。
- NHKが著作権侵害を主張したが、裁判所は認めなかった。

放送会社とベンチャー企業

- 録画ネット
 - NHK vs 有限会社エフエービジョン
 - NHKの勝ち
 - 選撮見撮
 - 大阪のローカル民放局VSクロムサイズ
 - ローカル局の勝ち
 - まねきTV
 - NHK + キー局5社VS永野商店
 - 永野商店の勝ち 今本訴中らしい。
 - ロクラク
 - NHK vs 株式会社日本デジタル家電
 - NHKの勝ち
- キャッシュをおこなっているものは全て負け。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

69

Myuta事件

東京地方裁判所2007年5月25日

- イメージシティ社は、携帯電話用のオンラインストレージを提供
- 携帯ユーザは自分のPCや携帯からアクセスして、音楽の保存、ダウンロードが可能。サーバは、ID / PASSで他人がアクセスできないように管理している。
- 裁判所は、イメージシティ者の複製権侵害・公衆送信権侵害を認めた。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

70

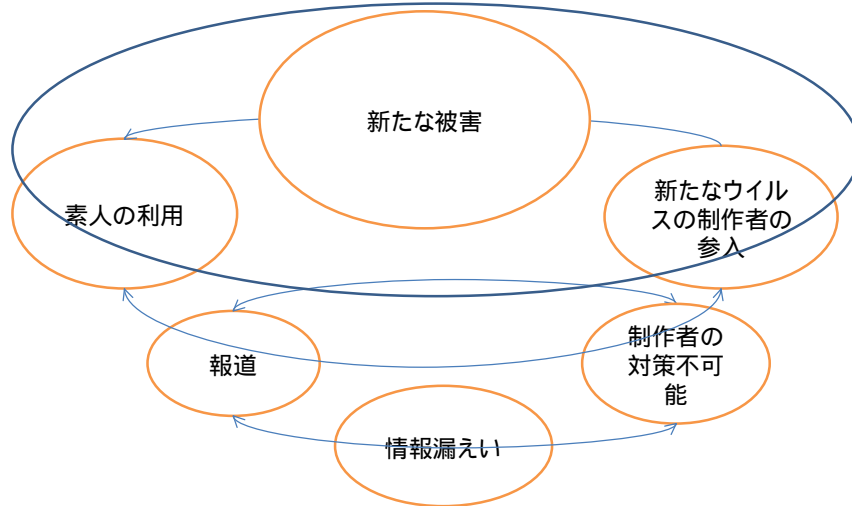
現在の著作権法に対する 検討課題

- カラオケ法理の適用範囲
- 中立的機器の提供による間接侵害成立の範囲
- 日本版フェアユース
 - 但し、フェアユースは裁判所の判断に委ねるものであり一定の危険性がある。
- 刑事処罰の範囲

ファイル共有と情報漏えい

- 平成16年3月29日 京都府警
- 平成16年3月30日 北海道警
- 平成16年4月30日 陸上自衛隊
- 平成17年6月24日 愛媛県警
- 平成18年4月28日 毎日新聞(Share)

情報漏えいの負のスパイラル



copyright(C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

73

暴露ウイルスに感染した場合の法的問題

- 事例1 ウイルスに感染した人が他人の重要な情報(プライバシー等)をインターネット上に公開した。(情報漏洩事案)
- 事例2 ウイルスに感染した人が第三者にウイルスを頒布し感染させ、第三者に感染の被害を広めた。(感染拡大事案)

copyright(C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

74

北海道警アンティニー事件

- 平成16年3月23日 「アンティニーG」俗称「ウイルス」の報告
- 平成16年3月26日 京都府警で捜査情報漏洩が流れているとの報告
- 平成16年3月30日 北海道県警で情報漏洩の報告

北海道警アンティニー事件 札幌地裁(平成17年4月28日)

- 巡査の行為 職務行為～捜査関係文書のハードディスクへの保存行為は職務行為。私物のパソコンを持ち出す行為と分断するべきではない。
- 予見可能性 インターネットに接続した場合、情報漏洩の可能性があることは当然認識しその対策を講じるべきものである。
- 損害 30万円

北海道警アンティニー事件 札幌高裁(平成17年11月11日)

- 公的行為性
 - インターネットに接続する行為は車の運転などと同様に誰もがやっている行為であり、そのこと自体は職務と無関係。私物のパソコンに捜査情報が保存されても私的行為。
- 本部長及び管理担当者の義務違反
 - アンティニーGは、それまでのウイルス定義になかった。発表から5日、新型ウイルス、発表はウイルス対策ソフト会社など一部で予見可能性がない。

情報漏洩事案の考察

- Antinnyの存在を予見した時点で情報漏えいの危険も予見すべきではないか。AかGかも問題か？
- 基本的に未知のウイルスが出現することを予見して行動すべきではないか？
- 北海道警アンティニー事件を前提にしても現在ではウイルスに対する予見性は認められるはず。
- 会社の使用者責任が否定されることは、ほとんど無いので、会社の責任となる可能性が高い。

感染拡大事案

- ウイルスに対する対策も無しに、ウイルスを拡散させた場合、過失が認められる可能性が高い。
- 他方、ウイルスに感染した者も、ウイルス対策を怠りウイルスに感染した可能性が高い。(過失相殺)

ファイル共有と情報漏えい

- 平成16年3月29日 京都府警
- 平成16年3月30日 北海道警
- 平成16年4月30日 陸上自衛隊
- 平成17年6月24日 愛媛県警
- 平成18年4月28日 毎日新聞(Share)

情報漏洩をするため要件

1. Winnyをインストールして複雑な設定をする。
 - TCP/IPの設定に関する知識を習得するが、セキュリティについての基礎知識は習得しない。
2. 暴露ウイルスをダウンロードして実行する。
 - 暴露ウイルスの簡単な偽装すら見破れない。
3. 暴露ウイルスに感染したパソコンがインターネットに接続されている
 - 高速な流通が可能な回線 = 高速に情報漏洩も可能
4. 暴露ウイルスに感染したパソコンに重要な情報が第三者が閲覧可能な状態で保存されている。
 - 重要な情報についてのアセスメントが全くされていない。重要な情報を暗号化するだけでも大きく異なる。